

2016年1月スタート! マイナンバー(社会保障・税番号)制度

10月~12月に あなたのマイナンバーをお知らせする

「通知カード」を送ります

☎市民課 ☎724-4225 FAX050-3085-6262 (コールセンターは、6面右下参照)

3

マイナンバー制度 のメリット

1

公平・公正な 社会の実現

税負担を免れたり、給付金などを不正に受給すること等の防止

2

利便性の向上

添付書類の削減など、手続きが簡単に

3

行政の効率化

情報の入力・照合等の作業が削減され、手続きが正確で早くなる

すべての市民の皆さんに「通知カード」を送ります ~マイナンバーの確認にご利用下さい

「通知カード」はあなたのマイナンバーが記載されたカードです。

10月~12月に世帯単位で順次郵送します。重要なお知らせのため、住民票の住所宛に「転送不要」の簡易書留郵便で送付します。現在のお住まいと住民票の住所が異なる方は、通知カードが届きませんので、10月2日(金)までにお住まいの市区町村に住民票の異動をお願いします。

なお、東日本大震災の被災者、DV等の被害者、長期にわたる入院・入所を予定している方は、避難先や入院・入所先で通知カードを受け取れるよう申請することができます。申請先は住民票を置いている市区町村の役所で、申請期限は9月25日(金)まで(必着)です。

- 通知カードが届いたら
- 紛失しないよう大切に保管する
 - 各種手続きの際に利用する
 - 勤務先に提示する
 - 知らない人に番号を教えない



ご希望の方に「個人番号カード」の交付が始まります

「個人番号カード」は、ICチップの付いた写真付きのカードです。2016年1月から、希望者に「個人番号カード」の交付が始まります。

個人番号カードは、本人確認書類(身分証明書)として利用でき、コンビニエンスストアで住民票などの証明書を取得したり、マイナンバーを証明する書類になるほか、今後便利な機能が随時追加されていきます。

10月以降に届く「通知カード」には、「個人番号カード」の申請書が同封されています。個人番号カードの交付を希望する方は、申請書に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、返信用封筒で郵送して下さい。スマートフォン等で写真を撮り、オンライン申請をすることもできます。交付は無料です。



個人番号カード 申請の流れ

- 通知カードと申請書が届く (10月~12月)
- 申請書を郵送等で提出
- 交付通知書が自宅に届く (2016年1月以降)
- 市役所で受領 (通知カードは回収)

個人情報保護対策について

- 個人情報是一元管理されません
個人情報は、各機関で管理している個人情報のうち、必要な情報が必要な時だけやり取りする「分散管理」をします。国で一元管理することはありません。
- 「なりすまし」を防ぎます
マイナンバーを確認する際には、必ず通知カードと身分証明書、または個人番号カードにより本人確認も併せて行うこととされており、他人によるなりすましを防ぐ対策をしています。
- マイナンバーは厳重に取り扱います
マイナンバーを利用する事務を取り扱う以外の目的で、他人のマイナンバーを収集・保管することを禁止し、罰則を強化しています。
- 情報・通信の保護措置
行政機関等の間での個人情報の照会・提供は、専用のネットワークを使用し、必要な個人情報のみに限定します。アクセスできる人を制限・管理し、通信の暗号化を実施します。

マイナンバー(個人番号)とは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号のことです。住民登録をした赤ちゃんや外国籍の方も付番されます。2016年1月から、社会保障・税等の行政手続きでマイナンバーの使用が始まります。

マイナンバー制度では、住民票を有するすべての方に「マイナンバー」を指定し、国や市区町村等がそれぞれ保有する個人情報とマイナンバーを相互に関連付けて情報の管理を行います。

一度指定されたマイナンバーは原則として生涯変わりません。

マイナンバーを活用すれば住民登録の情報、年金や健康保険の加入・給付の情報などを、各役所の間で迅速かつ確実にやりとりできるようになり、行政手続きが効率化されて皆さんが手続きする際に便利になります。

マイナンバー
キャラクター
マイナちゃん



教えて! マイナちゃん。 マイナンバー制度って? マイナンバー制度の疑問にお答えします。

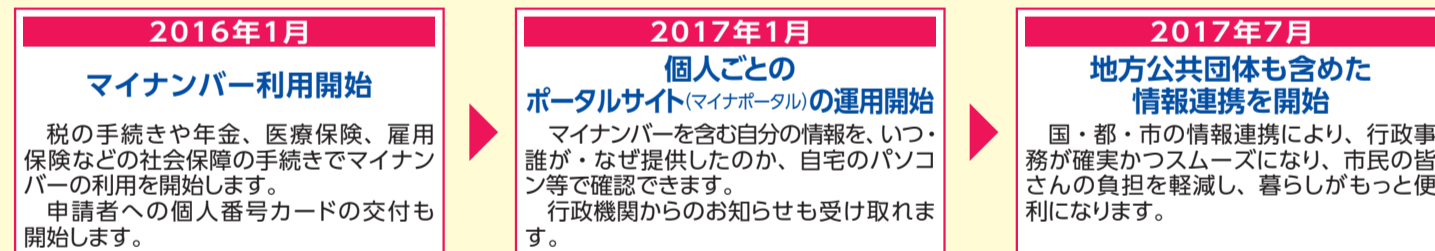
Q マイナンバーは
どういうときに使うのですか?
A 社会保障・税の手続きの際、申請書に記入するなどして使います。具体的には、年金を受給するとき、健康保険の給付金を受けるとき、児童手当の現況届を提出するとき、確定申告の手続きをするときなどが挙げられます。その際、マイナンバーを記入するだけでなく、通知カードが個人番号カードを提示することも必要となります。

Q マイナンバーは
いつから使い始めるのですか?
A マイナンバーを使い始める時期は2016年1月からです。ただし、対象となる事務ごとに、使い始める時期が異なります。例えば、会社が行う雇用保険の資格取得手続きには2016年1月から必要になりますが、個人が行う確定申告については、2017年2月~3月の確定申告から必要になります。

Q 個人番号カードを持っていると、
コンビニエンスストアで住民票が
取れるのですか?
A 個人番号カードには、電子証明書が搭載され、本人確認の証明書として利用できるほか、e-Tax等の電子申請や、コンビニエンスストアで住民票等の各種証明書を取得することができます。なお、通知カードでは、このサービスを受けることはできません。

Q 今、住民基本台帳カードを持っているの
ですが、このカードはどうなりますか?
A 現在お持ちの住民基本台帳カードは、有効期限まで使うことができます。住民基本台帳カードに搭載されている電子証明書も有効期限までは使えますが、12月23日以降は電子証明書を更新することができなくなります。なお、個人番号カードの交付を受ける際、住民基本台帳カードは返納する必要があります。

マイナンバー制度 今後の予定



事業者の皆さんへ

マイナンバー制度が始まると、従業員を雇用している事業者の皆さんは、社会保障や税の各種手続きの際に、従業員やその家族などのマイナンバーを取り扱うこととなります。

マイナンバーの取り扱いにはルールがあります。マイナンバーの取得、利用、保管、廃棄などで注意すべきポイントがありますので、事業者の方向けの資料をご覧ください。

事業者の方向け広報資料 (内閣官房)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kouhousiryoshu.html#business>

コールセンター・ホームページのご案内

マイナンバー制度の詳細は、下記コールセンターにお問い合わせいただくか、町田市ホームページまたは下記ホームページをご覧ください。

町田市マイナンバーコールセンター
☎042-860-6195

受付時間 月~金曜日 午前8時30分~午後5時(祝休日・年末年始除く)

内閣官房マイナンバーコールセンター

日本語対応 ☎0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル)

外国語対応 ☎0570-20-0291(全国共通ナビダイヤル)

~英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応

受付時間 月~金曜日 午前9時30分~午後5時30分(祝休日・年末年始除く)

政府広報オンライン マイナンバー特集ページ

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/>

内閣官房 マイナンバーホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

